

地方公共団体財政健全化法に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

1 制度の概要

○根拠法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

○趣 旨 地方公共団体の財政健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講ぜられるもの。

○施 行 平成20年4月1日施行

2 令和3年度決算に基づく各比率の値

(1) 健全化判断比率 [財政の早期健全化・再生に関する判断比率]

	説 明	早期健全化基準	財政再生基準	令和3年度 決算に基づく値	【参考】 令和2年度決算
① 実質赤字比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字額の割合	3.75%	5.00%	なし	なし
② 連結実質赤字比率	標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合	8.75%	15.00%	なし	なし
③ 実質公債費比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合(3か年平均)	25.0%	35.0%	11.2%	12.0%
④ 将来負担比率	標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合	400%	—	146.9%	159.1%

※各比率の概要については2頁のとおり

※「一般会計等」…一般会計、公債費特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業高度化資金特別会計、農業改良資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、県有林特別会計、土地取得特別会計

○早期健全化基準以上の場合 財政健全化計画の策定、外部監査要求

○財政再生基準以上の場合 財政再生計画の策定、外部監査要求、地方債の制限

(2) 資金不足比率 [公営企業の経営健全化に関する判断比率]

	説 明	経営健全化基準	令和3年度 決算に基づく値	【参考】 令和2年度決算
資金不足比率	事業の規模に対する資金不足額の割合(「公営企業会計」ごとに算定する)	20.0%	各公営企業ともなし	各公営企業ともなし

※「公営企業会計」…水道用水供給事業会計、工業用水道事業会計、地域整備事業会計、流域下水道事業会計、港湾整備事業特別会計

○経営健全化基準以上の場合 経営健全化計画の策定、外部監査要求

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ※ 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからヌまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額
- チ 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

- ・ 本県における「ヘ」該当法人

宮城県土地開発公社、宮城県道路公社、（独）宮城県立こども病院、公立大学法人宮城大学、
（独）宮城県立病院機構、（公社）みやぎ農業振興公社、宮城県信用保証協会

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。